

● ウナギ属の生息数と漁獲の調査が議題に

2016年9月24日～10月5日、南アフリカ共和国のヨハネスブルグでワシントン条約第17回締約国会議(CITES CoP17)が開催されます。そこで議論される議題の一つにEUから提案された「ウナギの貿易と保全」があります。

この提案は、ウナギ属(*Anguilla spp.*)の淡水ウナギ16種について貿易と管理に必要なデータを、独立した機関が収集するというものです。ワシントン条約ではCoP14(2007年)の決議で、ヨーロッパウナギが附屬書II(国際商業取引に許可が必要な種)に掲載されました。EU加盟国はヨーロッパウナギの生息数を回復するため、漁獲の削減や河川環境の改善などの管理計画を策定し、さらに2010年12月にEUはヨーロッパウナギの輸出割当をゼロにして事实上輸出を禁止しました。

ヨーロッパウナギの輸出割当がゼロになった後、アメリカウナギや熱帯のウナギ(*Anguilla bicolora*など)の需要・漁獲・輸出が急増しました。

世界のウナギの生産量のほとんどが養殖によるもので、野生のウナギの稚魚(シラスウナギ)を採捕して養殖池で育てる方法をとっています。ウナギの養殖は中国、日本、台湾、韓国でおもに行われ、東アジアに分布する二ホンウナギに加え、ヨーロッパウナギの稚魚が養殖に使われていました。そのためEUによるヨーロッパウナギの輸出割当がゼロになった2011年から2014年の間に東アジアのウナギの稚魚の輸入は米国や東南アジアからの輸入に移行しました。また北アフリカからのヨーロッパウナギの供給も増加しました。^[4]

【参考】

(1) Conservation of and trade for *Anguilla spp.* <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/17/WorkingDocs/E-CoP17-51.pdf>

(2) IUCN Redlist <http://www.iucnredlist.org/>

(3) DNA検定で反対! クロマニヨンの“”問題とIUCNグリーンピース <http://www.greenpeace.org/japan/ja/campaign/ocean/seafood/savething/report2/report>

(4) ウナギの市場の動向：東アジアに注目せよ - EAT・直営の分析 (2015) TRAFFIC http://www.traffic.org/publication/15_Eat_Market_Dynamics_IP.pdf

● 絶滅の危機にあるウナギ

二ホンウナギは、太平洋のマリアナ海嶺で産卵し、中国・韓国・日本・フィリピン・台湾に分布します。生息数は減少しており、IUCNのレッドリストでは絶滅危惧IB類(EN)になっています。

ヨーロッパウナギは大西洋のサルガッソ海で産卵し、ノルウェーから地中海沿岸、黒海沿岸の国に分布しています。生息数は減少しており、絶滅危惧IA類(CR)にリストアップされています。

アメリカウナギもヨーロッパウナギと同じく大西洋のサルガッソ海で産卵し、北はグリーンランドから南はベネズエラなどの大西洋沿岸に分布しています。生息数は減少しており、絶滅危惧IB類(EN)です。

熱帯に分布するウナギの1種*Anguilla bicolor*はインド洋と太平洋の2つの下位個体群があると考えられ、インド・アフリカのインド洋沿岸、スマトラ島の南西沖のベトナム、オーストラリア、インドネシア、パプアニューギニアなどに分布しています。生息数の動向は不明で、準絶滅危惧(NT)にリストアップされています。

このほかにも絶滅危惧II類(VU)の*Anguilla borneensis*など、生息数の動向が不明なウナギ属の種がレッドリストに並んでおり、情報が必要とされています。^[2]

● 間に包まれた取引実態

2014年に国際環境NGOグリーンピースが、日本のスーパー・マーケットで販売されていたウナギ製品のDNAを調査したところ、ヨーロッパウナギやアメリカウナギのDNAが検出され、流通が不明なまま、外国産のウナギが日本で日常的に消費されていたことが明らかになりました。^[3]

2015年には、トラフィックイーストアジアジャパンが世界のウナギの生産と消費を複数のデータから検証した報告書を公表しました。報告書では、国際連合食糧農業機関(FAO)のデータと日本・中国・韓国・台湾によって2014年に出された「ニホンウナギその他の関連するうなぎ類の保存及び管理に関する共同声明」とのデータの不一致や、国連商品貿易統計データベースや各国の税関のデータが統一されていない問題を明らかにし、データの収集・分析と違法取引の取り締まりなどを提言しています。^[4]

雑誌『Wedge』2016年8月号では、台湾、香港、日本をつなぐシラスウナギの違法取引に暴力団等、犯罪組織がかかわっていることをルボルタージュしています。

違法漁業、違法伐採、密猟などの野生生物犯罪は、グローバル経済の中で国境を超えて犯罪組織の資金源となっています。このような違法行為を取り締まるための法整備と法執行のほか、乱獲をしないための規制、ウナギの生息環境を改善する政策も、まずは議論の土台となるデータが必要です。そのためウナギ属を調査するこの提案を注目しています。



写真：球磨川(2014年撮影)、八代市の鮮魚店

JWCS 認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会

設立：1990年 NPO法人格取得：2001年 認定取得：2014年

名誉会長：小原秀雄(女子栄養大学名誉教授) 会長：安藤元一(ヤマザキ学園大学教授) 副会長：小川潔(東京学芸大学名誉教授) 森川純(農業学園大学名誉教授)

事務局長：鈴木希理恵 理事：永石文明(熊エコロジーバル) 並木美穂子(熊本科学大学教授) 西脇哲昭(WCSコンゴ) 古沢広祐(国際大学教授)

山橋慶一(京都大学長) 監事：鶴田厚子(女子栄養大学教授) 稲田好宏(元・中学高校教諭)

〒180-0022

東京都葛飾区巣鴨1-11-19 モウタPT102

Tel&Fax: 0422-54-4885

E-mail: info@jwcs.org http://www.jwcs.org

表紙:ニホンウナギ

JWCS通信 2016年度通巻78号

2016年8月発行

発行人 = 安藤元一

編集 = 鈴木希理恵

デザイン = 土井優子

【会員・寄付のご送金先】

郵便振替 00160-9-715145

加入者名 野生生物保全論研究会

正会員年額 5 000円

